

随意契約理由書

件名	西神・山手線集中監視設備点検整備	
契約の相手方	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号に該当	
随意契約の理由 西神・山手線集中監視設備は、列車が安全・確実に運行するための重要設備の状態を常時監視している装置である。設備故障発生時には、故障情報を検知して保守区へ通報を行うことで、迅速な対応を可能としている。また、故障監視から故障発報までを装置で行っているため省人化にも大きく貢献している。列車の運行、乗客サービスに影響する設備を常時監視するため、常に装置の良好な状態を維持しなければならない。したがって、装置の製作メーカーによる点検・整備を実施する。 本装置の主たる点検整備内容は、西神・山手線集中監視設備の各機器仕様に基づく性能確認及び総合動作確認であり、装置を開発・製作した製造業者が独自に定めた基準による判定が必要であり他のメーカーでは技術的に不可能である。 西神・山手線集中監視設備の開発・製作メーカーは株式会社富士通であるが、保守点検業務は上記業者で行っている。したがって、上記業務の条件を満たすことができるのは「富士通Japan株式会社」だけである。 以上により上記業者と随意契約を行なう。		
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 電気区	(電話番号 791-9729)